



福岡医発第 3 3 1 2 号 (地)
令和 3 年 3 月 2 5 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備等に関する省令」の
公布について

本改正等につきましては、令和 3 年 2 月 4 日付福岡医第 2850 号 (地)「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備等に関する政令」の公布について (通知)」においてご案内しております。

今般、厚生労働省医政局長より日本医師会を通じて標記について別紙のとおり周知依頼がありました。

本件は、同法の改正に伴う整備省令が 2 月 3 日付で発出され、別紙の通り医療法施行規則等の改正と、施行期日 (令和 3 年 3 月 1 日) が示された旨お知らせするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

令和 3 年 3 月 19 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人日本医師会長

中 川 俊 男



「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に
関する省令」の施行にかかる関係通知の改正について（通知）

今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事に対して標記の通知が発出される
とともに、本会に対し周知方依頼がありました。

本改正等につきましては、令和 2 年 1 月 20 日付（地 383）「『会社法の一部を改正
する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律』の公布について（通知）」、及
び、令和 3 年 2 月 22 日付（地 529）（税経 52）「『会社法の一部を改正する法律及び会社
法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う
厚生労働省関係省令の整備等に関する省令』の公布について（通知）」等にてご案内
しています。

本通知は、上記省令等の改正を受けて、「医療法人の機関について」（平成 28 年 3
月 25 日医政発 0325 第 3 号）と「医療法人の計算に関する事項について」（平成 28
年 4 月 20 日医政発 0420 第 7 号）の改正について示すものです。

「医療法人の機関について」は、「役員による第三者に対する賠償責任等に対して
医療法人が補償する契約」または「役員賠償責任保険契約」の内容を決定するには、
理事会の決議を必要とすることとし、また、補償を受けた場合は、当該役員はその旨
理事会に報告することを示しています。

また、「医療法人の計算に関する事項について」は、公告をする場合における貸借
対照表の要旨及び損益計算書の要旨の内容につき示しています。

併せて、本件に関して、役員賠償責任保険契約の役員が受けた経済的利益について
の給与課税が不要であることを示した事務連絡「令和元年会社法施行後における会
社役員賠償責任保険の保険料の税務上の取扱いについて」を添付いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会
管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知につきご高配のほどお願い申
し上げます。

医政発 0226 第 11 号
令和 3 年 2 月 26 日

公益社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の
整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」
の施行にかかる関係通知の改正について（通知）

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政発 0226 第 10 号
令和 3 年 2 月 26 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」の施行にかかる関係通知の改正について（通知）

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第 71 号）については、令和元年 12 月 11 日に公布され、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）が改正されたところです。これに伴い、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）等について所要の改正を行うための整備省令を本年 2 月 3 日に公布し、その内容については、同日付で「「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」の公布について（令和 3 年 2 月 3 日医政発 0205 第 13 号厚生労働省医政局長通知）」において通知したところです。

これを受けて、関係する通知について下記第 1 のとおり改正し、本年 3 月 1 日から適用することといたしましたので、貴職におかれては、御了知の上、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第 1 改正通知

- 「医療法人の機関について」（平成 28 年 3 月 25 日医政発 0325 第 3 号） 別添 1
- 「医療法人の計算に関する事項について」（平成 28 年 4 月 20 日
医政発 0420 第 7 号） 別添 2

第 2 施行期日

上記の改正通知は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和 3 年 3 月 1 日）より適用する。

○「医療法人の機関について」（平成 28 年 3 月 25 日医政発 0325 第 3 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 1 医療法人の機関に関する規定等の内容について 1～5 （略） 6 理事会に関する事項について（法第 46 条の 7 及び第 46 条の 7 の 2 関係） (1) （略） (2) 理事等による理事会への報告について ①～② （略） <u>③ 8 (1)④による補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</u> <u>④</u> 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しないこと。ただし、①の報告については、これを適用しないこと。 (3)、(4) （略） (5) 理事会の議事録等について ①イ （略） ロ (イ)～(ニ) （略） (ホ) 次のことについて、述べられた意見又は発言の内容の概要 ・ (2)の②<u>及び③</u>について、理事が行った報告 ・ 7 の(1)の④について、監事が行った報告 ・ 7 の(2)の①について、監事が述べた意見 7 （略） d s	第 1 医療法人の機関に関する規定等の内容について 1～5 （略） 6 理事会に関する事項について（法第 46 条の 7 及び第 46 条の 7 の 2 関係） (1) （略） (2) 理事等による理事会への報告について ①～② （略） <u>(新設)</u> <u>③</u> 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しないこと。ただし、①の報告については、これを適用しないこと。 (3)、(4) （略） (5) 理事会の議事録等について ①イ （略） ロ (イ)～(ニ) （略） (ホ) 次のことについて、述べられた意見又は発言の内容の概要 ・ (2)の②について、理事が行った報告 ・ 7 の(1)の④について、監事が行った報告 ・ 7 の(2)の①について、監事が述べた意見 7 （略）

8 役員等の損害賠償責任等に関する事項(法第 47 条から第 49 条の <u>4</u> 関係) (1) 医療法人に対する役員等の損害賠償責任について ①～③ (略) <u>④ 役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用や、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における損失の全部又は一部を、医療法人が当該役員等に対して補償する契約の内容を決定するには、理事会の決議によらなければならない。</u> <u>⑤ 医療法人が保険者との間で締結する保険契約のうち、役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が補填することを約するものであって、役員を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして、医療法施行規則第 32 条の 4 の 2 に定めるものを除く。)の内容を決定するには、理事会の決議によらなければならない。</u> (2) ～ (8) (略) 9、10 (略) 第 2、第 3 (略) 医療法人の機関に関する規定等の内容について (参考法令) (略)	8 役員等の損害賠償責任等に関する事項(法第 47 条から第 49 条の <u>3</u> 関係) (1) 医療法人に対する役員等の損害賠償責任について ①～③ (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (2) ～ (8) (略) 9、10 (略) 第 2、第 3 (略) 医療法人の機関に関する規定等の内容について (参考法令) (略)
--	--

○「医療法人の計算に関する事項について」（平成 28 年 4 月 20 日医政発 0420 第 7 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 1 会計基準、外部監査及び公告について 1 会計基準の適用及び外部監査の実施が義務付けられる医療法人の基準について（法第 51 条第 2 項及び第 5 項関係） (1)～(2) （略） (3) 会計基準を適用する医療法人が作成する書類は、別紙 <u>1</u>「作成及び公告が必要な書類について」により確認すること。 2 （略） 3 事業報告書等の公告について（法第 51 条の 3 関係） (1)～(3) （略） <u>(4) ①又は②の方法により公告をする場合には、(2)に関わらず、貸借対照表の要旨及び損益計算書の要旨を公告することで足りること。なお、公告をする場合における貸借対照表の要旨及び損益計算書の要旨については、別紙 2 の定めによる。</u> <u>(5)</u> ③の方法により公告をする場合には、貸借対照表及び損益計算書を承認した社員総会又は評議員会の終結の日後 3 年を経過する日までの間、継続して公告する必要があること。	第 1 会計基準、外部監査及び公告について 1 会計基準の適用及び外部監査の実施が義務付けられる医療法人の基準について（法第 51 条第 2 項及び第 5 項関係） (1)～(2) （略） (3) 会計基準を適用する医療法人が作成する書類は、別紙「作成及び公告が必要な書類について」により確認すること。 2 （略） 3 事業報告書等の公告について（法第 51 条の 3 関係） (1)～(3) （略） <u>(新設)</u> <u>(4)</u> ③の方法により公告をする場合には、貸借対照表及び損益計算書を承認した社員総会又は評議員会の終結の日後 3 年を経過する日までの間、継続して公告する必要があること。

(別紙 1)

作成及び公告が必要な書類について

	法第51条第2項に該当する医療法人・社会医療法人	左記以外の社会医療法人	左記以外の医療法人
貸借対照表	作成及び公告義務 (注1)	作成及び公告義務 (注3)	作成義務 (注3) ※法改正前と同じ
損益計算書	作成及び公告義務 (注1)	作成及び公告義務 (注3)	作成義務 (注3) ※法改正前と同じ
財産目録	作成義務 (注2)	作成義務 (注3)	作成義務 (注3) ※法改正前と同じ
附属明細表	作成義務 (注2)	任意	任意
純資産変動計算書	作成義務 (注2)	任意	任意
関係事業者との取引に関する報告書	規則に定める基準に該当する場合は作成 (注3)	規則に定める基準に該当する場合は作成 (注3)	規則に定める基準に該当する場合は作成 (注3)

(注1) 医療法人会計基準(平成28年厚生労働省令第95号)で定める貸借対照表及び損益計算書の作成及び公告には注記も含むこと。

(注2) 医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針(平成28年4月20日医政発0420第5号)で定める様式を使用すること。

(注3) 医療法人における事業報告書等の様式について(平成19年3月30日医政指発第0330003号)で定める様式を使用すること。

(注4) (注1)(注2)に関わらず、社会医療法人債発行法人については、社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年厚生労働省令第38号)で定める様式を使用すること。

(注5) (注1)から(注4)に関わらず、次のいずれかの方法で公告を行う場合には、要旨を公告することで足りる。

①官報に掲載する方法

②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

(別紙)

作成及び公告が必要な書類について

	法第51条第2項に該当する医療法人・社会医療法人	左記以外の社会医療法人	左記以外の医療法人
貸借対照表	作成及び公告義務 (注1)	作成及び公告義務 (注3)	作成義務 (注3) ※法改正前と同じ
損益計算書	作成及び公告義務 (注1)	作成及び公告義務 (注3)	作成義務 (注3) ※法改正前と同じ
財産目録	作成義務 (注2)	作成義務 (注3)	作成義務 (注3) ※法改正前と同じ
附属明細表	作成義務 (注2)	任意	任意
純資産変動計算書	作成義務 (注2)	任意	任意
関係事業者との取引に関する報告書	規則に定める基準に該当する場合は作成 (注3)	規則に定める基準に該当する場合は作成 (注3)	規則に定める基準に該当する場合は作成 (注3)

(注1) 医療法人会計基準(平成28年厚生労働省令第95号)で定める貸借対照表及び損益計算書の作成及び公告には注記も含むこと。

(注2) 医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針(平成28年4月20日医政発0420第5号)で定める様式を使用すること。

(注3) 医療法人における事業報告書等の様式について(平成19年3月30日医政指発第0330003号)で定める様式を使用すること。

(注4) (注1)(注2)に関わらず、社会医療法人債発行法人については、社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年厚生労働省令第38号)で定める様式を使用すること。

(別紙2)

(新設)

公告をする場合における貸借対照表の要旨及び損益計算書の要旨について

1 貸借対照表の要旨

(1) 貸借対照表の要旨の区分

貸借対照表の要旨は、次に掲げる部に区分すること。

① 資産

② 負債

③ 純資産

(2) 資産の部

① 資産の部は、次に掲げる項目に区分すること。

(ア) 流動資産

(イ) 固定資産

(ウ) 繰延資産

② 資産の部の各項目は、適当な項目に細分することができるが、固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分すること。

(ア) 有形固定資産

(イ) 無形固定資産

(ウ) その他の資産

③ 資産の部の各項目は、当該項目に係る資産を示す適当な名称を付すこと。

(3) 負債の部

① 負債の部は、次に掲げる項目に区分すること。

(ア) 流動負債

(イ) 固定負債

② 負債に係る引当金がある場合には、当該引当金については、引当金ごとに、他の負債と区分すること。

③ 負債の部の各項目は、適当な項目に細分することができる。

④ 負債の部の各項目は、当該項目に係る負債を示す適当な名称を付すこと。

(4) 純資産の部

① 純資産の部は、次に掲げる項目に区分すること。

(ア) 基金

(イ) 積立金

(ウ) 評価・換算額差額等

② 積立金に係る項目は、次に掲げる項目に区分すること。なお、(ア)又は(イ)以外の積立金がある場合には、積立金ごとに区分すること。

(ア) 代替基金

(イ) 繰越利益積立金

③ 評価・換算額差額等に係る項目は、次に掲げる項目に区分すること。

(ア) その他有価証券評価差額金

(イ) 繰延ヘッジ損益

④ ①に関わらず、社会医療法人及び特定医療法人については、(ア)基金の科目を削除すること。

⑤ 経過措置医療法人は、①及び②に関わらず、①の(ア)基金の代わりに出資金とするとともに、②の(ア)代替基金を削除すること。

2 損益計算書の要旨

(1) 損益計算書の要旨の区分

損益計算書の要旨は、次に掲げる部に区分すること。

① 事業収益

② 事業費用

③ 事業外収益

④ 事業外費用

⑤ 特別利益

⑥ 特別損失

(2) (1)①及び②については、それぞれ本来業務、附帯業務、収益業務に区分すること。ただし、該当する業務を実施していない場合は、当該業務については省略して差し支えない。

(3) (1)③又は④に掲げる項目の額が重要でないときは、(1)の規定に関わらず、これらの項目を区分せず、その差額を事業外損益として区分することができる。

(4) (1)⑤又は⑥に掲げる項目の額が重要でないときは、(1)の規定に関わらず、これらの項目を区分せず、その差額を特別損益として区分することができる。

(5) 損益計算書の要旨の各項目は、適当な項目に細分することができる。

(6) 損益計算書の要旨の各項目は、当該項目に係る利益又は損失を示す適当な名称を付さすこと。

(7) 次に掲げる額が存する場合には、当該額は、当該各号に定めるものとして表示すること。ただし、次に掲げる額（⑦及び⑧に掲げる額を除く。）が零未満である場合は、零から当該額を減じて得た額を当該各号に定めるものとして表示すること。

① 事業損益金額（零以上の額に限る。） 事業利益金額

② 事業損益金額（零未満の額に限る。） 事業損失金額

③ 経常損益金額（零以上の額に限る。） 経常利益金額

④ 経常損益金額（零未満の額に限る。） 経常損失金額

⑤ 税引前当期純損益金額（零以上の額に限る。） 税引前当期純利益金額

⑥ 税引前当期純損益金額（零未満の額に限る。） 税引前当期純損失金額

⑦ 当該事業年度に係る法人税等 その内容を示す名称を付した項目

⑧ 法人税等調整額 その内容を示す名称を付した項目

⑨ 当期純損益金額（零以上の額に限る。） 当期純利益金額

⑩ 当期純損益金額（零未満の額に限る。） 当期純損失金額

3 社会医療法人債を発行する社会医療法人について

社会医療法人債を発行する社会医療法人が公告すべき貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨において表示すべき事項については、当該社会医療法人債を発行する社会医療法人の財産及び損益の状態を明らかにするために必要かつ適切である場合においては、1及び2の規定にかかわらず、適切な部又は項目に分けて表示することができる。

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 1 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

令和元年会社法施行後における会社役員賠償責任保険の保険料の
税務上の取扱いについて

日頃より厚生労働行政に関しまして、一方ならぬ御尽力、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

会社役員賠償責任保険の株主代表訴訟敗訴時担保部分に係る保険料を会社が負担した場合における役員個人が受ける経済的利益（以下「会社役員賠償責任保険に係る経済的利益」といいます。）については、一定の手続を経て会社が当該保険料を会社法上適法に負担した場合には、役員個人に対する給与課税を行う必要はないとの解釈が国税庁から示されていたところです。

令和元年 12 月に成立した改正会社法において、新たに会社役員賠償責任保険に係る契約に関する規定が設けられ、当該契約を締結するための手続等が会社法上明確化されたことを踏まえ、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）についても新たな規定を創設いたしました。

つきましては、改正医療法施行後における会社役員賠償責任保険に係る経済的利益の税務上の取扱いについては、以下のとおりとなる旨を国税庁に確認しましたので、お知らせいたします。

医療法人が、改正医療法の規定（※）に基づき、当該保険料を負担した場合には、当該負担は医療法上適法な負担と考えられることから、役員個人に対する経済的利益の供与はなく、役員個人に対する給与課税を行う必要はない。

※ 社団たる医療法人及び財団たる医療法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。（改正医療法第 49 条の 4 の規定により準用する改正一般社団法人法第 118 条の 3 第 1 項）

以 上